

2025 年度決算【反対討論】儀武さとし

2026.10.28（水）

私は、日本共産党豊島区議団を代表してただいま議題とされました 2025 年度決算、すなわち認定第 1 号令和 7 年度豊島区一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第 2 号令和 7 年度豊島区国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第 3 号令和 7 年度豊島区後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第 4 号令和 7 年度豊島区介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を致します。

決算年度の 2025 年は、石破政権が、衆院選挙につづき参議院選挙でも自公で過半数を失い、10 月に高市自民、維新政権が誕生しました。自民・維新の政策合意は、国民が求め、最大の焦点になっていた企業・団体献金の禁止と消費税減税については棚上げしました。国民のくらしは、そっちのけで、トランプ米大統領の言いなりで軍事費を大幅に増やし、財界・大企業言いなりで、法人税減税、税の優遇措置などはそのままです。その一方、社会保障では、「社会保険料を下げる」を名目に「医療費年 4 兆円削減」を掲げる「自民・公明・維新 3 党合意」の実施とその第 2 段階を提起し、いっそうの患者・利用者負担増、サービス供給体制の切り捨てなど医療・介護を破壊する内容であります。

本区の一般会計決算額は、歳入が 1699 億円、前年度比 154 億円の増、歳出は、1611 億円、前年度比 114 億円の増と、過去最大規模となっています。本決算は、高際区長が執行した 3 年目の決算です。この 3 年間、高際区長は、「誰一人取り残さない豊島区」を掲げ区政運営をしてきました。高際区政になってから、新しい基本構想・基本計画を策定し、この計画に沿って区政をすすめています。これまで、わが党の提案や区民運動と結んで、学校給食費無償化をはじめ、就学援助の引き上げ、エアコン購入助成の拡充、公契約条例の制定、賃上げ支援、民泊の規制強化、介護、障がい者の事業所への支援強化などが実現しました。

当初予算に加え、9 次の補正予算をくみながら、格差と貧困に苦しむ区民の実態をふまえ、区民の要望に十分応えることができたのかが問われます。

日本共産党区議団は 2025 年度決算の審査に当たり、
第一に、物価高騰でより一層深刻となった区民生活を直視し、国や都の悪政から対峙してでも暮らし、福祉、教育、防災など区民需要にこたえた決算になっているか。
第二に、今後の財政運営にも影響を及ぼすことになる大企業のための開発や無駄な事業を進めていなかったかです。この 2 つの観点から審査に臨みました。

まず、第一の観点、物価高騰でより一層深刻となった区民生活を直視し、国や都の悪政から対峙してでも暮らし、福祉、教育、防災など区民需要にこたえた決算になっているか、についてです。

まず、住宅対策についてです。

最初に、公営住宅の増設についてです。

自民党政府は、長年、持ち家政策をつづけてきました。東京都は、石原都政以来 26 年間、新規の都営住宅を建設していません。豊島区公共施設更新計画では、区営住宅の再整備に合わせ、つつじ苑と区営住宅を一体化し、住戸増を図るとともに、借上げつつじ苑を一部返還し、返還後は住宅確保要配慮者向けのセーフティネット住宅等への移行を推奨するという方針としました。しかし、区営一般住宅 2 人世帯以上の倍率は、25 年度 9.7 倍から 26 年度は 11.3 倍へ増えています。高齢者単身用は、25 年度の 7.5 倍から 26 年度は 12.1 倍へ大幅に増えています。区民の実態、要望からも見ても大幅に増やすべきです。日本共産党は、「住まいは人権」の立場で、これまで、一般質問や予算で取り上げできました。住宅は市場まかせでは、安心して住み続けることができません。今や、東京 23 区では、新築マンション、中古マンションともに、平均価格が 1 億円を超え、賃貸マンションの家賃は、平均月 25 万円を超えています。本区でも、本庁舎の前に建築された南池袋 2 丁目 C 地区市街地再開発ビルには、総事業費 1281 億円、税金が 337 億円投入されました。北街区のグランドシティタワー池袋も、南街区のプラウドタワー池袋も、1 億数千万から約 3 億円で発売されています。さらに高くなっています。異常な事態です。

高すぎる住居費のため、勤労世帯や子育て世帯が区内で住めなくなる事態が、生じています。ましてや、低所得や高齢者の住まいを確保することは、極めて困難です。区営住宅、福祉住宅などを計画的に増設すべきです

次にセーフティネット事業と安心住まい提供事業についてです。

今決算年度のもととなった当初予算について、区は、住宅対策の拡充を予算の重点施策の一つに位置付けました。子育てファミリー世帯家賃の資格要件や助成の拡充についてはいいとして、新規拡充として住宅確保要配慮者供給促進事業を施策としました。

この事業は、国のセーフティネットの支援事業として新規事業に位置付けたのですが、基本となる物件そのものの家賃が高いために補助しても区民の実情に見合ったものになっていません。また、この制度は、生活保護利用者は、利用できないのです。生活保護利用者は、住宅扶助額が、上がらないために、立ち退きなどを迫られると物件がなかなかなくて、区外へ転居されるケースが多くなっています。

立ち退きを求められた、高齢者、低所得者、生活保護利用者にとって、安心住まい提供住宅は、探しても見つからない住宅の確保の最終手段の事業です。どうしても確保できないときは、生活保護利用者も認めると答弁されましたが、今、区は、この安

心住まい提供住宅について、オーナーへの返却などで縮小を進めています。拡充こそあれ縮小はだめです。

次に生活保護行政についてです。

昨今の物価高騰は、生活保護利用者にとって深刻な影響を与えています。保護利用者からも悲鳴ともいえる声が上がっており、区もその実情を憂えています。ところが、ひどいことに物価高騰にみあった生活扶助の基準額が上がっていません。早急な見直し、引き上げが必要です。

地価高騰に伴い、家賃も引き上げられ保護利用者は、豊島区には、住みにくくなってきました。ところが、単身用住宅扶助費は、長い間 53700 円のままです。基準額を超えて、いわゆる生活扶助を削って家賃に充てている世帯も多くいってきています。

立ち退きを迫られると、53700 円の基準額では物件が見つからないため、他区へ引っ越しされていくケースは半数にも及ぶと答弁がありました。

千代田区、港区、中央区の都心 3 区では、69800 円の特別基準額が住宅扶助になっています。都心 3 区では、物件がないために生活保護利用者の住宅扶助費はこのように定めています。これは区の裁量で決めることが可能なのに、基準の見直しはすることはないという答弁でした。

生活に苦しむ区民を目の当たりにしながら、生活保護費の見直しは国の仕事という姿勢で、独自の法外援護の拡充を拒んでいては、いつになっても区民生活は向上しません。認められないものです。

次に医療機関の経営悪化についてです。

診療報酬改定があったものの、なお、医療現場では、長引く物価高騰等の影響により、厳しい状況にあるとの認識を示されました。

とくに医療人材の確保については、全国的な課題であり、根本的には、国が支援をすべきという考えについては、同感であります。しかし、この国が、実態に見合った支援をしないために、結局は、本区の病院、病床減少につながっています。昨年 3 院の閉院で 125 床の病床が減り、現在、病床を持つのは、10 病院になりました。区として、アンケートを実施したところ、現場からも切実な声が寄せられ、区としても独自の支援を検討しているとの答弁がありました。

しかし、病床を増やすことについては、否定的で、これ以上減らないようにしたい旨の答弁でした。すぐにできることとして、独立行政法人化、すなわち独法化により、100 近くも病床を減らした都立大塚病院の病床をもとに戻すように都に働きかけることです。

そもそも豊島区は、人口当たりの病院の病床数が平均の 6 割しかないのですから、削減ではなく増やすことこそが求められているのです。いろいろ区民の声を聴いて、一歩二歩と前進面が高際区長になってからみられることを総括質問でも評価しまし

たが、国や都にいうべきことは言うとは言っているものの、具体的に病床が減らされても黙っているのは看過できません

次に、防災対策についてです。

区民の命を守るうえで、防災対策の強化はますます求められています。熊本地震からの教訓は、真夏に発生したことから、避難所における熱中症対策や衛生環境の確保、要配慮者への支援など、酷暑を前提とした避難所運営の重要性が浮き彫りになりました。

現在の避難所ですが、いざ災害が起きた時の指定されている避難所が、34 か所で約2万7500人の収容で、さらに最大想定では、3万2000人を収容するに45ある補助救援センターを順次開設していくことになっています。

ひとり当たりの避難所の面積は、東京都地域防災計画では、一人畳一枚程度で、二人で3.3平米を基本としています。本区では、段ボール間仕切りの導入で2.475に変更していますが、実際にそのような面積では、とても人間らしい避難生活が送れるとはいえません。

また、地域防災計画では、首都直下型で区内停電率6.5%。ほとんどで停電は起きないことを想定していますが、学校の体育館のエアコンが稼働しなければ避難所としての機能は果たせません。

また、帰宅困難者についての学校の体育館など避難所ではなく、区と締結しているところに誘導することになります。昨今のゲリラ豪雨についての教訓から見ても、帰宅困難者対策など新たに検討すべき水防対策の必要性が急務です。早急に地域防災計画を見直し、区民の命と安全の確保と帰宅困難者に対する支援の拡充を求めるものです。

次に障害者施策についてです。

私は、ある障害者の親御さんから、親なき後について「心配している」している相談をうけ、東部地域にも、さくらんぼや第2のニーマ様な施設の増設を、と一般質問などで取り上げてきました。今回改めて確認すると、区は、昨年、旧高松第一保育園跡地を活用して整備する方針を決定。最初にニーマが誕生した時に20人ほどの待機者が発生したが、第2のニーマ建設で、ニーズが充足されると判断している。その後の第3の施設建設については、ニーズがあるかどうか、整備するかどうかも含めて検討すると答弁しました。ニーマが誕生して6年、第2のニーマの竣工は、早くても2031年です。この間に入所希望者が増える可能性があります。東部地域でも、都有地や旧赤十字施設、旧朝日中学校跡地の暫定利用も含めて、増設計画をたてるべきです。また、障がい者施設の人材確保も喫緊の課題です。区は今年、第1回定例会で、約4300万円の補正予算を計上しました。計上したのは評価しますが、国の特定財源は1500万円ですが、国が出すから、区もやる、国が出さなければやらない、こういう姿勢が問題です。本気で人材確保を考えるなら、当初予算で独自をすべきです。

次に中小企業・商店街支援についてです。

I 月公表の東京商工リサーチ調査では、都内の倒産件数は、4 年ぶりに減少したものの、「人手不足」による倒産理由が過去最高となっております。日本共産党区議団は、予算審議の際、中小企業、商店街支援について、固定費などの直接支援を含む予算組み替え動議を提案してきました。区は、2026 年 1 月の補正予算で賃上げ支援の事業費 4 億 1100 万円計上され、4 月から事業が始まりました。賃上げ支援は、23 区で初めてであり、申請から支給まで速やかにおこなわれるので評価したいと思いますが、8 月末現在、相談が 428 件、申請 171 件、交付決定が 123 件、交付額は、2700 万円余、事業費 4 億円対し、執行率は 6.8%に留まっています。中小企業・商店街は活用できません。事業主からは、「賃上げの 3%のハードルが高すぎる」とか「今年、賃上げをしても来年補助金がなくなったら、賃下げすることはできないので二の足を踏む」などの声が寄せられています。賃上げ 3%や家族経営などの要件を緩和し、来年度も事業を継続すべきです。

次に公園についてです。

千早二丁目公園の整備についてです。現在、地域文化創造館と千早図書館との整備とあわせ、公園の整備がすすめられています。付近の住民から、この整備にあたり樹木を残してほしいとの要望が、私どもに寄せられています。

老朽化した樹木については、放置できないので、伐採はやむをえないのですが、元気で、みどりゆたかな樹木については、残してほしい、伐採しないで残してほしいという声にこたえる必要があります。過去には、「グリーンとしま」再生プロジェクトによりこの公園に千早小学校の児童が植樹した記録があります。こうして緑や樹木を増やすことを教育の一環として行ってきた経過もあり、住民の理解も得ないで、伐採を強行するのは問題です。

改めて、樹木の伐採については、見直し、検討し、小さな意見にも耳を傾け、住民が納得、合意形成の上で、公園整備をすすめるべきです。

次に教育費についてです。

豊島区では、3 年前に高際区長になって、学校給食費について補正予算が組まれて実現しました。それまでは、給食については、保護者負担が原則と実施を拒んできましたが、実現したことは今でも喜びの声が寄せられているところです。また来年度には、私立等に通う児童・生徒にも広げる方向です。開始された年度すなわち 2023 年は、全てが一般会計からも持ち出しでしたが、その後、都や国からの補助が出ることになって一般財源からの拠出が減りました。そうであるなら、その分新たに私費負担の軽減に踏み出すべきです。

都内の自治体では、学校給食費の無償化に続いて、修学旅行や教材費などを無償化する新たな流れが広がっています。2023 年以降、18 区 1 市が何らかの無償化に踏み出し、修学旅行では 12 区になりました。修学旅行や教材費については、就学援助を

拡充したので区民に応えるものになっているといいますが、すべての生徒・児童を対象にした事業について何らかの支援もないのは、23 区で唯一、豊島区だけになってしまいました。

次に地方自治体情報システム標準化についてです。

政府は法律で 25 年度末までに標準準拠システムに移行するよう義務づけましたが、物価高騰やデジタル人材の不足などにより、期限内の全システムの移行が困難な自治体があります。政府は移行が困難なシステムを「特定移行支援システム」とし、26 年度から 5 年以内に移行できるよう支援していく方針です。本区の進捗状況を確認すると、7 事務が移行困難だとしています。現在、経費については約 6 億円かかっています。18 事務がすべて移行すると、経費は、いくらになるかと確認すると、増えることが見込まれると答弁しました。政府は 2018 年度比で少なくとも 3 割削減を目指すと閣議決定しています。しかし、現状でも物価高や人件費の高騰、IT ベンダーの人員不足や円安などが重なり、経費は大幅に増えています。経費の 3 割削減は不可能です。現在、先行実施している現場からは、標準化自体が目的化され、「職員が理解・納得できないまま進められている」「住民サービスが後退している」「メリットに比べコストがあまりに大きい」などの声が寄せられています。DX を目的化するのではなく、住民本位の行政を実現する業務改革として進めることが重要です。自治体の財政と職員に負担を押し付けるやり方は認められません。

次に第二の観点、今後の財政運営にも影響を及ぼすことになる大企業のための開発や無駄な事業を進めようとしていないか、についてです。

決算の特徴に触れられているように、「直面する課題への対応や必要な施設整備等を着実に進めつつ、健全な財政を堅持できているが、今後、中長期的には、難しい財政運営が待ち受けている」ことであります。

その最大の要因は、今後も続くとも見込まれる工事費の高騰や学校改築等の将来的な大規模支出です。区民にとって必要な改築改修のために将来を見据えた基金の積み立てや起債の発行は必要ですが、不要不急の投資事業はきっぱり見直すことが急務です。

昨年度の投資的経費の 375 億円のうち、南池袋二丁目 C 地区に 41 億円、東池袋一丁目地区に 41 億円と二つの市街地再開発事業だけでも総額 82 億円の予算をつぎ込みました。026 年度から 2030 年度の 5 か年の投資的経費の見込みでは、1785 億円のうち 1058 億円と 6 割が、再開発などの整備事業の補助金です。今後も続くとも見込まれる工事費の高騰や「公共施設更新計画」に基づく学校改築等の将来的な大規模支出を見据えるというなら、まず見直すべきは、大企業のための市街地再開発事業です。

質疑の中でも指摘したように、今や都市部での大規模開発が中止や延期になる例が

相次いでおります。人件費や資材の高騰が主因で、再開発には、にぎわいづくりや防災などの利点があるが、金利を含めコストの上昇は当面続くとみられことから、企業や自治体は新築ビルなど「箱物」頼みではない街づくりに視野を広げる契機にしたい。というものです。

事業費が増えれば、補助金という形で税金をつぎ込む市街地再開発事業は見直す時期です。大塚駅南口、池袋駅西口、東口と突き進もうとしている市街地再開発は、今後の必要な投資的経費や膨れていく経常経費を考慮するなら、ここにこそメスを入れるべきですが、区は、見直すどころか推進するといっています。

その理由として、国や都の補助金で区財政には影響がないというのですが、過去には、経済が落ち込むと事業が頓挫し、結局は区民の血税をつぎ込み救済した事例、開発に伴ってすすめられる一般財源をつぎ込むことになった街づくりなど、区民の暮らしや福祉を削らざるを得なかった財政運営を忘れてはならないということです。

次に、イケバスについてです。

決算年度のイケバスの1台の平均乗車数は5.7人です。区民からは「ガラガラでもったいない」とか、区議団の区民アンケートでは「ほぼ全域でコミバスを走らせてほしい」などの声が寄せられています。2025年度は、約1億2千万円、区のもちだしです。それ以外に、本庁舎にイケバスを駐車させるために、区所有の車の駐車場を確保するための費用なども含めると、都市整備関係以外に約1300万円の経費が増えます。前年度の経費は、9500万円でしたが、なぜ増えたのかと確認すると、運転手の確保で人件費や車両整備の費用が増えたとのこと。これまで、イケバスの総額の費用は約13億円もかかっています。今年は、見直しの年ですが、存続を前提とした見直しでは、経費が膨らむのは必至です。イケバスから区民の生活の足となるコミュニティバスへ転換すべきです。

このように、区民にとって不要不急の事業を進めており、認められません

よって、一般会計決算の認定に反対するものです。

次に、3特別会計について述べます。

最初に、国民健康保険事業会計についてです。

2025年度の一人当たり保険料額は、24年度の19万6,019円から19万2,238円へ、前年比3,781円、1.9%の減となりました。これは、東京都が24年度保険料算定時に医療費総額を過大に見積もり、保険料を取りすぎて、決算剰余金が発生し、保険料引き下げに充当したからであります。また、25年度保険料の算定については、総額158億円の特別区独自の負担抑制策を講じ、一人当たり保険料を11,657円抑制したと言いますが、実際には特別区独自の負担抑制策の段階的縮小を粛々と行いました。

26年度は区独自の負担抑制策を全く行わず、子ども・子育て支援金制度が始まっ

たことで、大幅値上げとなりました。国保の広域化で、年収 400 万円、夫婦と子ども二人の子育て世帯、2017 年と 2026 年の保険料を確認すると、約 12 万円の負担増となりました。子育て支援にも逆行するものです。さらに、東京都が、国保料の大幅値上げとなる国保運営方針を諮問し、国保料水準を 2036 年度から全都で完全統一化する方針です。強引な統一化は許されません。区は、総括質疑で、保険料などの負担が高いことは、認めていました。だとしたら、国保料を協会健保並みに引き下げるには、国庫負担の増額しかありません。国が拒否するなら、区が独自支援を行うべきです。認められません。

次に後期高齢者医療保険事業会計についてです。

公的年金で年収 200 万円の階層の保険料を見ますと、2024 年は 79,100 円、25 年は 4,100 円の値上がりで 83,200 円、26 年は、子ども子育て支援金の上乗せで 8,000 円の負担増で 91,200 円です。大幅な負担増です。2022 年 10 月より、所得が一定額を超える「後期高齢者」の医療費の窓口負担を 1 割から 2 割に引き上げられ、決算年度は 7,047 人の区民が影響を受けました。実に保険加入者の 22.8%です。また、3 割負担は 5,871 人です。原則 1 割負担が崩れています。長期頻回受診患者等への配慮措置として、2 割負担への変更により影響が大きい外来患者について、2025 年 9 月 30 日までの 3 年間は、1 か月分の負担増を最大でも 3,000 円に収まるような措置が運用されていましたが、10 月からその措置もなくなりました。高市政権は、特別国会で、高額療養費の自己負担限度額引き上げや OTC 類似薬の患者負担増の改悪を強行しました。世代間対立をあおり高齢者に負担を押し付けるやり方は認められません。

最後に介護保険事業会計について述べます。

高齢化社会が進み、介護を取り巻く状況は日々、様々な課題が押し寄せ、介護問題はますます深刻になってきています。介護を受ける人と支える人の割合は、制度が始まってから変化し、受ける側が増加傾向にあります。

高齢者人口と介護需要の増加による介護給付の伸びが大きな課題と言われています。介護給付費が伸びると結果的に、保険料の負担増につながります。今、物価高騰や住宅費など生活を脅かす問題が深刻さを増す中、高すぎる保険料の引き下げを求める区民の声にどうこたえるかであります。介護給付準備基金は、この 2 年で約 9 億 6 千万円の積立をしました。その結果、2025 年度末では 46 億 2 千万円となっています。今こそ、基金を活用して保険料の引き下げをおこなうべきです。

介護事業所は、物価高騰の影響、人材不足で、経営悪化など取り巻く状況は、ますます深刻になってきています。さらなる支援が求められています。

また介護を受ける方の支援については、食事代が食材の値上げなどに伴い、介護利用者の負担が、重くなってきています。昼食代の負担額 600 円前後から 800 円前後にした事業所もあります。生活保護利用者は、一日の食事代にける費用は、だいたい

1000 円くらいでないと扶助額に見合った生活ができないのです。一回の昼食代に 800 円も自己負担を強いるのは酷です。新宿区ではこうしたデイの通う利用者に補助を出しているのですが、本区でも実施すべきと質してもやろうとしないのは認められません。

以上のことから、三特別会計決算の認定に反対します。

以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。